

お客様各位

令和 4年 1月20日

給油リライトカード利用終了のお知らせ

南国殖産株式会社

平素より格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社八代臨港線給油所における給油リライトカードの発行の業務を廃止することに伴い、給油リライトカードのご利用を令和4年3月31日までとさせていただきますので、期日までにご使用いただきますようお願い申し上げます。

なお、利用期限終了後につきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しをさせていただきますので、未使用残高のある弊社給油リライトカードをお持ちのお客様は期間内に払戻しのお申出をいただきますようお願い申し上げます。

・払戻しの対象となる給油リライトカード

八代臨港線給油所 給油リライトカード

・払戻しのお申出期間

令和4年4月1日から令和4年6月30日まで

払戻しの受付時間 8:00~20:00

※お申出期間内に払戻しのお手続きをいただけなかった給油リライトカードにつきましては、当該払戻し手続きから除斥されますのでご了承下さい。

・払戻し受付場所及び問合せ先

南国殖産株式会社

八代臨港線給油所 熊本県八代市中片町 513-1

電話番号 0965-35-3373

・お申出方法と払戻しの方法

期間内に払戻し受付給油所に給油リライトカードをご持参の上、スタッフまでお申出下さい。カード内未使用残高を確認の上、その場で現金にて払戻しさせていただきます。

・払戻しができない場合

※破損等によりカード内未使用残高が確認できない場合